

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

伊豆市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、伊豆市による農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画として、本計画を定める。

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 修善寺地域

(1) 現況

本地域は当市の北部に位置し、昭和50年度より、ほ場整備を重点的に行い、水田についての区画整備はおおよそ完了している。平坦でおおむね20a区画に整備されている地区もあるが、山間地の水田は河川沿いに細長く棚田状をなしており、小区画で団地が点在している地区も多い。

近年は減農薬、減化学肥料に配慮した安全、安心な米を供給し、ブランド米として付加価値を高める取組も積極的に行われているが、一方、農業従事者の高齢化や過疎化が進行し、また、鳥獣被害や耕作放棄地が増加しており、農用地、農業用水路、農道等の管理活動を将来にわたって的確に実施していくことが困難になることが予想される。また、農業の生産条件が不利な中山間地域においても多面的機能発揮の前提となる農業生産活動の維持が困難になってきている。

本地域全域が半島振興対策実施地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きい集落が多いことから、これを補正する取組を行うことが必要であり、平坦部でも地域の共同活動を支援し、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るための取組を行っていくことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業についても働きかけることにより、有機農業を含む環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を促し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 中伊豆地域

(1) 現況

本地域は当市の東部に位置し、天城連山の北麓の恵まれた水を利用して水稻、わさびを主たる農産物として発展してきている。平坦部の水田は、ほ場整備事業により整備され、機械化、省力化が進んでいるが、山間部の水田は細長く棚田状をなしており、小区画で団地が点在している地区も多い。わさびが生産されている水田の大半は急傾斜で生産条件の悪い場所である。

近年は減農薬、減化学肥料に配慮した安全、安心な米を供給し、ブランド米として付加価値を高める取組も積極的に行われているが、一方、農業従事者の高齢化や過疎化が進行し、また、鳥獣被害や耕作放棄地が増加しており、農用地、農業用水路、農道等の管理活動を将来にわたって的確に実施していくことが困難になることが予想される。また、農業の生産条件が不利な中山間地域においても多面的機能発揮の前提となる農業生産活動の維持が困難になってきている。

本地域全域が特定農山村地域、振興山村地域、半島振興対策実施地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きい集落が多いことから、これを補正する取組を行うことが必要であり、平坦部でも地域の共同活動を支援し、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るための取組を行っていくことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業についても働きかけることにより、有機農業を含む環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を促し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 天城湯ヶ島地域

(1) 現況

本地域は当市の南部に位置し、天城連山に囲まれた大自然を背景に湧き出る清流を源とする狩野川があり、この水を利用したわさび栽培と狩野川とその支流兩岸の平坦地で水稻、傾斜地で水稻や畑作が営まれ、それぞれの地域性を活かした生産が行われている。平坦地を中心にほ場整備が行われているが、多くの山間部では小規模で不整形な水田が点在している。

近年は減農薬、減化学肥料に配慮した安全、安心な米を供給し、ブランド米として付加価値を高める取組も積極的に行われているが、一方、農業従事者の高齢化や過疎化が進行し、また、鳥獣被害や耕作放棄地が増加しており、農用地、農業用水路、農道等の管理活動を将来にわたって的確に実施していくことが困難になることが予想される。また、農業の生産条件が不利な中山間地域においては多面的機能発揮の前提となる農業生産活動の維持が困難になってきている。

本地域全域が特定農山村地域、振興山村地域、半島振興対策実施地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きい集落が多いことから、これを補正する取組を行うことが必要であり、平坦部でも地域の共同活動を支援し、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るための取組を行っていくことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項第2号に掲げる事業を

推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業についても働きかけることにより、有機農業を含む環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を促し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 土肥地域

(1) 現況

本地域は当市の西部に位置し、駿河湾に面した地区である。昭和36年の災害の復興により区画整備された平坦部での水稻の他、温暖なためカーネーション等の花き、山間部ではしいたけ、みかんを中心に栽培されている。農地の多くが小規模で分散している。

農業従事者の高齢化や過疎化が進行し、また、鳥獣被害や耕作放棄地が増加しており、平坦な地区でも農用地、農業用水路、農道等の管理活動を将来にわたって的確に実施していくことが困難になることが予想される。また、農業の生産条件が不利な中山間地域においては多面的機能発揮の前提となる農業生産活動の維持が困難になってきている。

特定農山村地域、過疎地域、半島振興対策実施地域に指定されるなど、人口減少に伴う地域社会の活力低下や平場地域と比べて生産条件の格差が大きい集落が多いことから、これを補正する取組を行うことが必要であり、平坦部でも地域の共同活動を支援し、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るための取組を行っていくことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業についても働きかけることにより、有機農業を含む環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を促し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	修善寺地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	中伊豆地域	
③	天城湯ヶ島地域	
④	土肥地域	

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業について、別紙のとおりとする。

別紙

法第3条第3項第2号に掲げる事業について
伊豆市で定める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業について伊豆市が定める事項（以下「市が定める事項」という。）については、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）及び中山間地域等直接支払交付金交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知。以下「実施要領の運用」という。）に定めるもののほか次のとおりとする。

1 対象地域及び対象農用地

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

伊豆市全域（半島振興法指定地域）

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(2) その他留意すべき事項

ア 既耕作放棄地については、次のとおり取り扱うこととする。

(ア) 既耕作放棄地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は集落、個別協定の場合は認定農業者等の判断に委ねるものとする。

(イ) 既耕作放棄地を集落協定や個別協定に位置づけた場合には、令和6年度までに既耕作放棄地を復旧又は林地化することを条件に当該既耕作放棄地を協定認定年度から交付金の交付対象とする。

なお、林地化する場合は、農地転用許可を得た上で、当該農用地が将来確実に林地になると見込まれる植林がなされるものとする（「林地化」については以下同じ。）。

(ウ) 集落協定又は個別協定に位置づけない既耕作放棄地（協定農用地の生産活動に影響があると協定申請者が判断したもの）についても、協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないよう既耕作放棄地の草刈り、防虫対策等を行う。

- イ 限界的農地については、維持すべき農用地であるか否かを検討し、適宜、林地化を推進することとする。また、林地化を行う場合においては、令和6年度までに林地化するための準備を行い、植林することが集落協定にあらかじめ位置付けられている場合は、令和6年度まで交付金の交付の対象とする。
- ウ 自然災害を受けている農用地については、令和6年度までに復旧し農業生産活動等を実施する旨が集落協定に位置付けられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。
- また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を市長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置づけることにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。
- なお、被災の規模が甚大である等のため、復旧に長時間を要すると市長が認めた場合や協定終了年度に被災した農用地については、復旧計画における復旧の期限が協定終了年度以降であっても、交付金の交付対象とすることができる。
- エ 国、地方公共団体等が所有する農用地については、国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第3セクターが所有し、かつ農業生産活動等を行っている農用地については交付金の交付対象としない。
- オ 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。
- カ 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場合は、耕作意思を有する者（農作業受託を行う場合は受託者）を明確にした上で、当該農用地の維持管理をしなければならない。

2 集落協定の共通事項

(1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地（以下「協定農用地」という。）及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手等が貸借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、水路・農道等の管理担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

ア 集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に取り組む事項を記載する。

なお、多面的機能を増進する活動については、一つ以上の取組を選択して行うこととする。

イ 集落協定及び個別協定は、令和3年度以降に締結することも可能とする。

ウ 多面的機能支払交付金における活動計画に定める施設と同一である場合は、集落の実態に合った活動を二つ以上記載する。

(3) 集落マスタープラン

ア 集落協定の将来像の明確化

集落の実情を踏まえ、集落協定の参加者の総意の下に、当該協定が目指す農業生産活動等の体制整備に向けた10～15年後の目標を明確に記載することとする。

イ 具体的活動計画

アにより定めた目標を実現するための、協定認定年度から5年間の具体的な活動計画を記載することとする。

(4) 農業生産活動等の体制整備を図るための取組みとして活動すべき事項

集落マスタープランと整合性があり、協定農用地において農用地等保全体制の整備に加え、集落戦略を作成する。

集落戦略は、6から10年後の協定農用地一筆ごと及び集落全体の将来像について、協定参加者で話し合いを重ね、将来的に維持すべき農用地を明確化し、その農用地をどのような手法で守っていくかについて合意形成を図り、それら農用地の維持に向けた担い手の確保等の取組を推進するためのものである。

集落戦略の作成に当たっては、農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保状況が把握できる地図を活用し、協定参加者で話し合いを行い、以下の(ア)から(カ)までの項目について合意形成を図るものとする。

(ア) 協定農用地の将来像

(イ) 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状

(ウ) 集落の現状を踏まえた対策の方向性

(エ) 具体的な対策に向けた検討

(オ) 今後の対策の具体的内容及びスケジュール

(カ) 農業生産活動等の継続のための支援体制

なお、上記の地図においては、以下に例示される①から④までの事項を記載するとともに、活動を実践するものとする。

①農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置

②既荒廃農地の復旧又は林地化を実施する範囲

③農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲

④その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲

また、人・農地プランの実質化を進めている場合は、その内容と整合を図るよう努めるものとする。作成した集落戦略は、市長に提出するものとする。

上記の活動に取り組む集落においては、実施要領第6の3の(2)のアの上限単価(以下「体制整備単価」という。)の交付を受けることができる。

(5) 加算措置等適用のために取り組むべき事項

以下のアからカまでの事項に該当する集落は、加算措置等の適用を受けることができるものとする。なお、以下のア及びウからカまでの事項の加算措置等の適用を受ける場合にあつては、体制整備単価の交付を受けることが条件となる。

ア 棚田地域振興活動加算

集落協定の活動において、棚田地域振興法第10条の認定棚田地域振興活動計画が策定された地域であつて、当該計画に係る協定農用地内の勾配が田で1/20以上、畑で15度以上である農用地について、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に、面積に応じて加算する。

なお、当加算の適用を受ける場合にあつては、以下のイ、エ、オのいずれの加算も重複して受けることができない。

イ 超急傾斜地農地保全管理加算

協定農用地内の勾配が田で1/10以上、畑で20度以上である農用地の保全等の取組を行う場合に、面積に応じて加算する。

ウ 集落協定広域化加算

他の集落内の対象農用地を新たに含めて協定を締結して、協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保する場合（単年度に限る）、又は、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、広域化により実現する農業生産活動等の継続のための取組を行う場合に、面積に応じて加算する。

エ 集落機能強化加算

集落協定の活動において、新たな人材の確保に関する取組又は集落機能を強化する取組を行う場合に、面積に応じて加算する。

オ 生産性向上加算

集落協定の活動において、農業生産性の向上を図る取組を行う場合に、面積に応じて加算する。

カ 市単独助成

市が定める事項の1（1）イ（ア）に規定する要件を満たさない農用地を協定に取り込み、集落協定の組織力等を活用し、農業生産活動や荒廃農地の発生防止等に資する活動を行う場合に、面積に応じて市単独の助成を行うことができる。

（6）交付金の使用方法

ア 市は、交付金を集落の代表者に対し交付する。

イ 集落の代表者は、集落協定による協定農用地の耕作、維持管理を行うとともに、共同取組活動を通じて荒廃農地を防止するとの観点から交付金を集落の共同取組活動、及び自律的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた次の共同取組活動等に対して使用する。

（ア）集落協定の管理体制における担当者の活動に対する経費

（イ）荒廃農地の復旧等その他集落の農地の維持管理における共同の取組としての活動に要する経費

（ウ）水路・農道等の維持管理費

（エ）多面的機能を増進する活動に要する経費

（オ）将来に向けて農業生産活動等を継続するための体制整備として取り組むべき活動に要する経費

- (カ) 加算措置等適用のために取り組むべき活動に要する経費
- (キ) 既耕作放棄地の復旧又は林地化、限界的農用地の林地化を行うために要する経費
- (ク) 交付金の積立・繰越（積立計画・使途計画等を明記する。）
- (ケ) その他

(7) 集落協定等の公表

市長は、集落協定を認定した場合には、その概要を公表する。また、市は、毎年、集落協定の締結状況、各集落等に対する交付金の交付状況、協定による農用地の維持・管理等の実施状況等を公表する。

(8) 農業委員会の役割

農業委員会は農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行い、集落協定が円滑に締結されるよう努める。また、担い手の育成・定着を通じて持続的な農業生産の確保が図られるよう、農地基本台帳等の情報を活用し、新しい借手の発掘等の積極的な活動に努める。

(9) 農業振興地域整備計画との整合性

農業振興地域整備計画と整合性が図られるよう努める。農業の振興を図るため農用地の保全等を図る必要がある場合には、農業振興地域整備計画を見直す。

3 対象者

対象者は、集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

(1) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

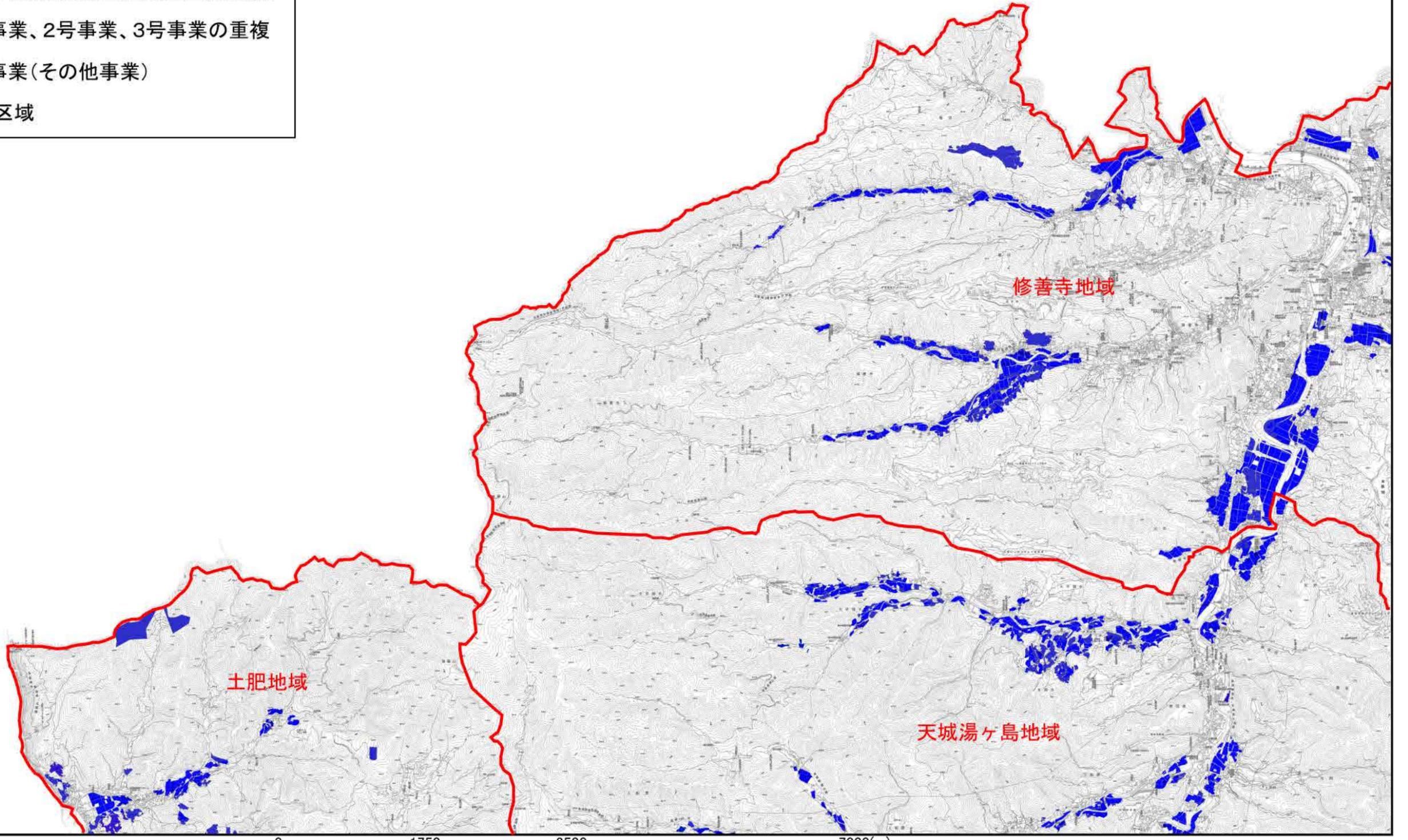
(2) 農業従事者一人当たりの所得が静岡県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。）が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であつて、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合、又は当該農業者の対象農用地の全てが、当該農業者と農用地の権原を有する者との間において利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業のうち田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の作業の受委託が行われている場合は、直接支払いの対象とする。

4 その他必要な事項

なし



凡例	
	1号事業(多面的機能支払)
	2号事業(中山間地域等直接支払)
	3号事業(環境保全型農業直接支払)
	1号事業、2号事業、3号事業の重複
	4号事業(その他事業)
	重点区域

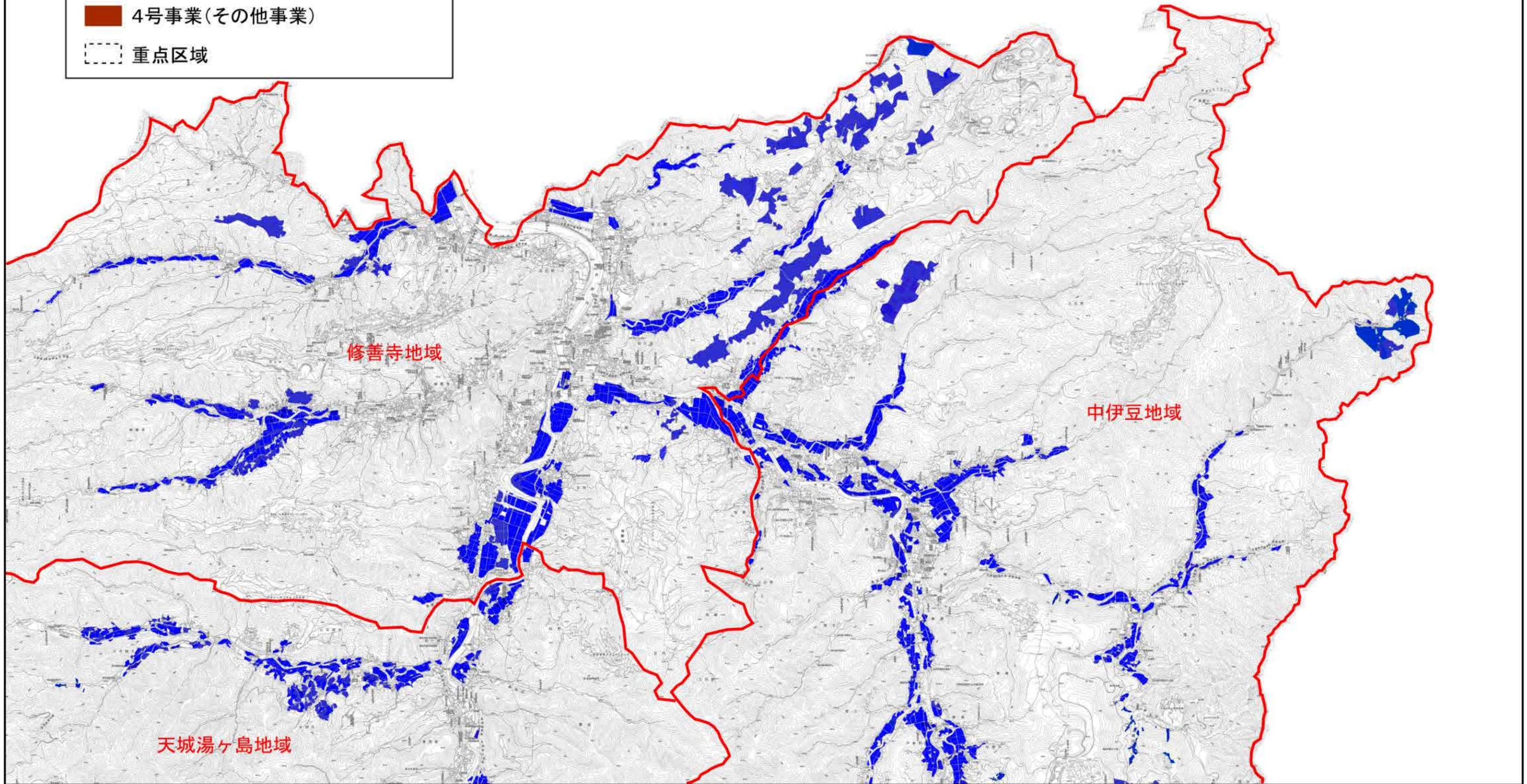


0 1750 3500 7000(m)

S=1:50000

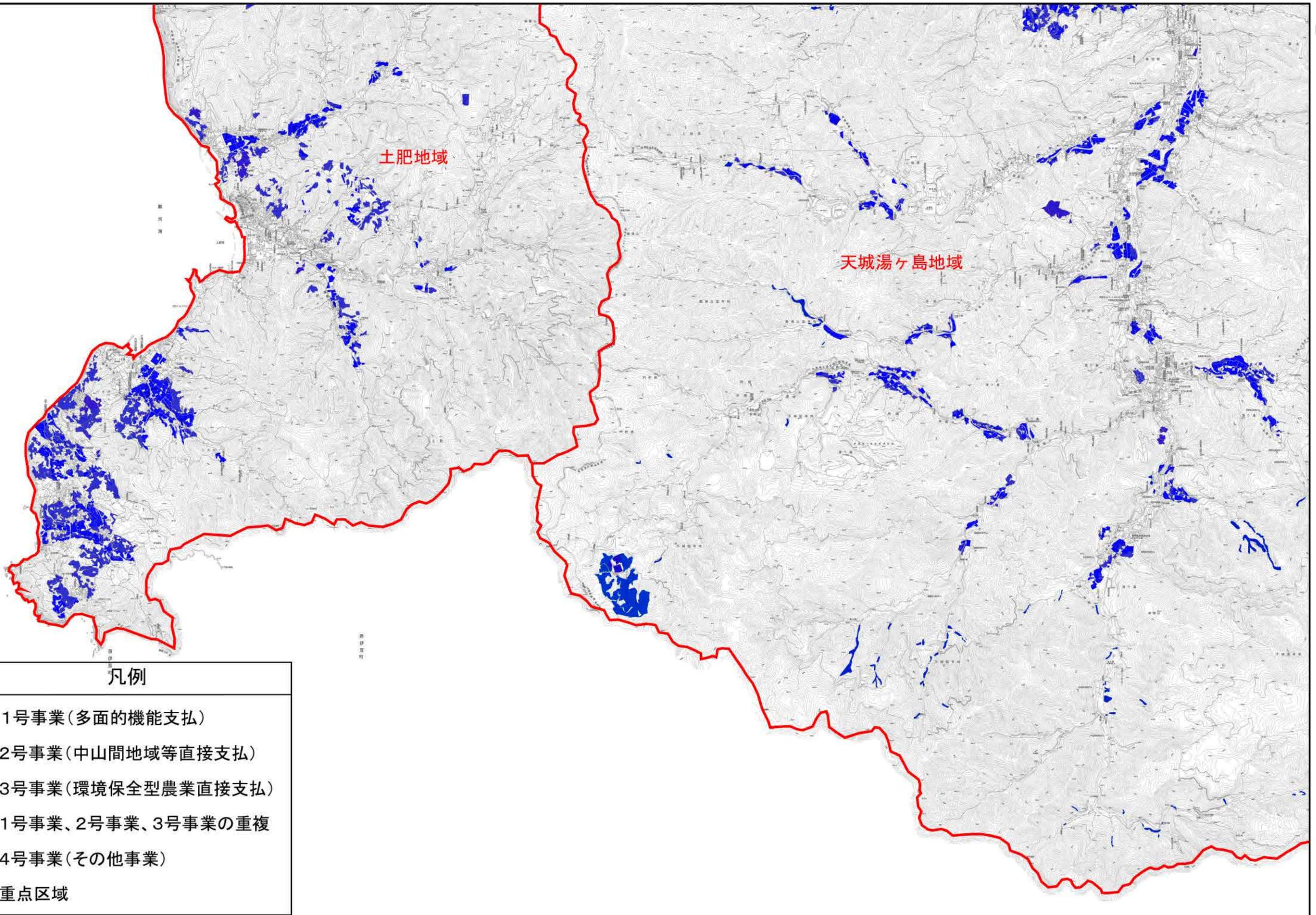


- 凡例
- 1号事業(多面的機能支払)
 - 2号事業(中山間地域等直接支払)
 - 3号事業(環境保全型農業直接支払)
 - 1号事業、2号事業、3号事業の重複
 - 4号事業(その他事業)
 - 重点区域



0 1750 3500 7000(m)

S=1:50000

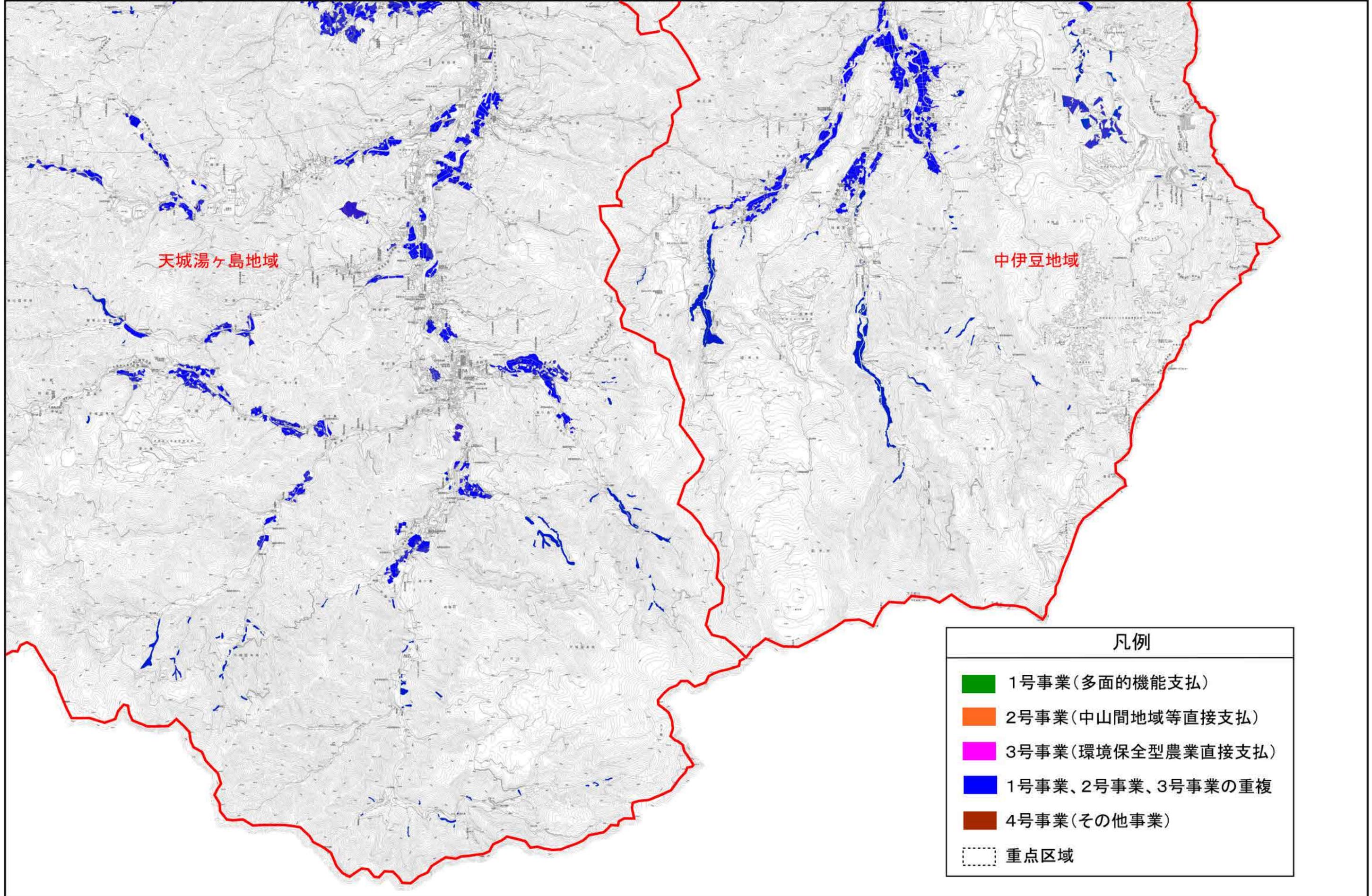


凡例

- 1号事業(多面的機能支払)
- 2号事業(中山間地域等直接支払)
- 3号事業(環境保全型農業直接支払)
- 1号事業、2号事業、3号事業の重複
- 4号事業(その他事業)
- 重点区域

0 1750 3500 7000(m)

S=1:50000



天城湯ヶ島地域

中伊豆地域

凡例

-  1号事業(多面的機能支払)
-  2号事業(中山間地域等直接支払)
-  3号事業(環境保全型農業直接支払)
-  1号事業、2号事業、3号事業の重複
-  4号事業(その他事業)
-  重点区域

0 1750 3500 7000(m)

S=1:50000